

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定
 - 知事指定薬物の指定の失効
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 公有水面埋立用途変更許可
- 【公告】
- 公共測量の終了
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - ”
 - 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定
- 【内水面漁場管理委員会】
- 第二百五十二回岡山県内水面漁場管理委員会開催

生活衛生課
医薬安全課
道路整備課
”
港湾課
監理課
建築指導課
”
”
教育委員会
内水面漁場管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百六十四号

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和七年八月一日から適用する。

なお、令和四年岡山県告示第四百八十号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和七年七月三十一日限り、廃止する。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	金 額
大人（十二歳以上の者）	四八〇円
中人（六歳以上十二歳未満の者）	一一〇〇円
小人（六歳未満の者）	一〇〇円

二 公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号）第二条第二号に規定するその他の公衆浴場については、一の統制額は、適用しない。

◎岡山県告示第三百六十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 一―（ベンゾ「d」）「一・三」ジオキソール―五―イル）―二―（シクロヘキシルアミノ）プロパン―一―オン（通称名Cypulyone、N―Cyclonexylmethylyone）及びその塩類

2 二―（二―）「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―一H―ベンゾ「d」イミダゾール―一―イル）―N―エチルエタン―一―アミン（通称名N―Desehtylyetonitazene）及びその塩類

3 （八R）―一六―アリル―N・N―ジエチル―一―（チオフェン―二―カルボニル）―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名T―ALL―LAD）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第五号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和七年七月十三日

令和7年7月15日 岡山県公報 第12718号

◎岡山県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂辺吉井線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市八島田字池尻三七番一地内		新	六・三 二二・七	四三・八
		旧	五・一 二二・七	四三・八

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂辺吉井線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市八島田字九門明一〇五番一地内		新	七・五 一六・二	一四・〇
		旧	四・〇 一六・二	一四・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂辺吉井線
- 三 道路の区域

一 道路の種類 県道
 二 路線名 坂辺吉井線
 三 道路の区域

赤磐市八島田字成田向四二九番二地内	赤磐市八島田字成田向四二九番二地内	区 域
旧	新	新旧別
六・九 一・一 四	一〇・一 一三・九	幅員 (メートル)
四一・三	四一・三	延長 (メートル)

一 道路の種類 県道
 二 路線名 坂辺吉井線
 三 道路の区域

赤磐市八島田字松才三九一番一地从先から 赤磐市八島田字松才三九一番三地从先まで	赤磐市八島田字松才三九一番一地从先から 赤磐市八島田字松才三九一番三地从先まで	区 域
旧	新	新旧別
三・三 七・五	六・九 一・一 九	幅員 (メートル)
四二・六	四二・六	延長 (メートル)

赤磐市八島田字九門明二三三番一地从先から 赤磐市八島田字九門明二三二番一地从先まで	赤磐市八島田字九門明二三三番一地从先から 赤磐市八島田字九門明二三二番一地从先まで	区 域
旧	新	新旧別
五・八 一五・〇	六・〇 一六・一	幅員 (メートル)
五四・五	五四・五	延長 (メートル)

◎岡山県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	坂辺吉井線	赤磐市八島田字池尻三七番一地内 赤磐市八島田字九門明一〇五番一地内 赤磐市八島田字九門明二三三番一地先から 赤磐市八島田字九門明二三二番一地先まで 赤磐市八島田字松才三九一番一地先から 赤磐市八島田字松才三九一番三地先まで 赤磐市八島田字成田向四二九番二地内	令和七年七月十五日

◎岡山県告示第三百六十八号

平成十年八月十九日付け岡山県指令港第十二号で免許した公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定により、次のとおり埋立地の用途の変更を許可した。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 1 埋立人
岡山県
- 2 埋立場所
1 工区 岡山県岡山市南区築港元町5番10及び同町5番79の地先公有水面
2 工区 岡山県岡山市南区築港元町5番10及び同市同区築港栄町7番9, 7番29の地先公有水面
- 3 埋立地用途変更の内容

用途	変更前		変更後	
	配置	規模	配置	規模
ふ頭用地	埋立地の西側に位置	約 4.9ha	埋立地の東側に位置	約 1.8ha
道路用地	埋立地の北西部から北東部に位置	約 0.6ha	埋立地の北東部に位置	約 0.01ha
企業用地	なし	なし	埋立地の西側に位置	約 3.5ha
緑地	なし	なし	埋立地の北東部から南東部に位置	約 0.2ha

- 4 変更許可の年月日
令和7年7月15日

〔三二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市玉島富地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線測量等）	測量の種類
令和七年六月三十日	終了年月日

〔三二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇九九番一七、一〇九九番一九、一〇九九番二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町二一五番地一ビッグベア―A棟一〇六号

赤松 大地

三 許可年月日及び許可番号

令和七年五月十四日岡山県指令建指第二四号

〔三二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市院庄字八ヶ坪九〇九番一、九〇九番四、九〇九番五、字火ノ口九四四番一、九四四番五、九四五番一、九四五番二、九四六番一、字八ヶ坪九〇九番四地先から九〇九番一地先まで道、字火ノ口九四四番一地先から九四五番二地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市戸島八九三番地一五

株式会社マルイ

代表取締役 松田 和也

三 許可年月日及び許可番号

令和七年二月二十日岡山県指令建指第三九一号

〔三二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市院庄字八ヶ坪九〇九番一、九〇九番四、九〇九番五、字火ノ口九四四番一、九四四番五、九四五番一、九四五番二、九四六番一、字八ヶ坪九〇九番四地先から九〇九番一地先まで道、字火ノ口九四四番一地先から九四五番二地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市戸島八九三番地一五

株式会社マルイ

代表取締役 松田 和也

五 許可年月日及び許可番号

令和七年二月二十日岡山県指令建指第三九一号

〔三三〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
事業用パソコン一式借上
- 二 借入期間
令和七年十月一日から令和十二年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総合教育センター
加賀郡吉備中央町吉川七五四五―一
落札者を決定した日
令和七年七月二日
- 四 落札者の名称及び所在地
株式会社ラインズオカヤマ
備前市伊部一七二二―一
落札金額
- 五 一月当たり九七六、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八八、八〇〇円）
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 六 入札公告日
令和七年五月二十日

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百五十二回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和七年七月十五日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 令和七年八月五日（火）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号

サンビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について